

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱第6条に基づき、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営等に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 ネットワークの平常時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ネットワークの会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営に関すること。
- (2) 効果的な災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）に向けた推進体制、仕組みづくり等に関すること。
- (3) 県・市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築に関すること。
- (4) 災害派遣福祉チーム（以下「静岡DWA T」という。）の派遣に協力できる人員の事前登録及び管理に関すること。
- (5) 前号の事前登録者（以下「静岡DWA T登録者」という。）に対する訓練研修に関すること。
- (6) 静岡DWA T派遣に係る活動環境整備に関すること。
- (7) 静岡DWA T受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修に関すること。
- (8) 災害発生時の静岡DWA Tのチーム編成に関すること。
- (9) 支援活動に関する周知、啓発に関すること。

2 ネットワークの災害発生時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 県・関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) ネットワーク構成団体（以下「構成団体」という。）及び関係各所との連絡調整に関すること。
- (4) 市町村の派遣要請に基づく静岡DWA Tの派遣調整・手続き等に関すること。
- (5) 派遣に係る費用負担の調整に関すること。
- (6) その他、派遣に関して必要な事項に関すること。

(構成団体の役割)

第3条 構成団体は、支援活動を円滑に行うために、次の事項を実施する。

- (1) 支援活動の普及・啓発に関すること。
- (2) 静岡DWA T登録者の確保に関すること。
- (3) 静岡DWA T登録者に対する訓練研修への参加協力に関すること。
- (4) 災害発生時の情報収集、情報伝達等に関すること。
- (5) 災害発生時の静岡DWA T登録者に対する出張派遣等の調整に関すること。
- (6) 災害発生時の静岡DWA Tが行う支援活動の技術的支援に関すること。
- (7) その他、支援活動に必要な事項に関すること。

(静岡DWA T登録者の申出)

第4条 ネットワークが行う支援活動に協力する意思のある法人等(以下「協力法人等」という。)

は、静岡DWA T登録者として派遣される人員を選任し、支援協力申出書(様式第1号)を静岡県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)会長あてに提出する。

2 静岡DWA T登録者として登録される人員は、医療福祉等の業務経験が概ね3年以上の者とする。

3 支援協力申出書に基づき、県社協では、静岡DWA T登録者の管理を行う。

4 静岡DWA T登録者となる福祉専門職は、次のとおりとする。

登録区分	名 称
リーダー資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
資格・職種	上記の資格者、実務者研修修了者、精神保健福祉士、生活相談員、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、業務調整員(事務員)等
その他	県社協会長が認めた者

5 協力法人等は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに県社協に報告する。

(災害発生時の情報体制)

第5条 県内外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際、静岡県健康福祉部(以下「県健康福祉部」という。)との間で、速やかに支援活動に必要な情報共有を図る。

2 ネットワークは、必要に応じて支援活動に関する情報を構成団体に伝達する。また、構成団体に対し、情報の収集、及び提供等を依頼することができる。

3 構成団体は、必要に応じて支援活動に関する情報をそれぞれの会員へ伝達する。

4 ネットワークは、構成団体から得た情報を、必要に応じて県健康福祉部へ情報提供する。

(派遣基準)

第6条 静岡DWA Tの派遣基準は以下のとおりとする。

(1) 避難所又は福祉避難所並びに、その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)を設置する被災地の市町村長から知事を通じて静岡DWA Tの派遣要請があった場合

(2) 国又は他都道府県から避難所等へ福祉人材の派遣要請があった場合

(派遣要請等)

第7条 ネットワークは、市町村長からの要請により、静岡DWA T登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整を行い、静岡DWA Tを編成するとともに、県社協会長は、派遣決定(様式第2号)を協力法人等の代表者あてに行う。なお、ネットワークは、通信が困難又は急を要する場合等においては様式に限らない口頭による派遣依頼等を行うことができるが、この場合については、改めて様式に基づく派遣決定を発出するものとする。

2 知事は、静岡DWA Tの派遣要請の連絡を行う際には、関係機関と調整の上、派遣先で想定

される業務及び現場の状況等の必要な情報についてネットワーク事務局に伝達するものとする。

(活動内容・期間)

第8条 静岡DWA Tは原則として、市町村が設置する避難所等において以下の活動を行うものとする。

- (1) 被災地域における福祉ニーズの把握活動
- (2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者等への応急的な支援
- (3) 避難所等における福祉的な課題の解消に向けた調整等

2 静岡DWA Tを被災地に派遣する際には、ネットワーク事務局が各静岡DWA Tにリーダー1人を含む原則5人程度のチームを編成して派遣を決定する。なお、派遣決定後の連絡調整はリーダーを中心に行う。

3 静岡DWA Tの活動期間は、移動日も含め、原則として1チームについて7日間程度とする。

(指揮命令)

第9条 派遣決定された静岡DWA Tは、現地災害対策本部の避難所責任者または現地避難所等の運営責任者の指揮下に入り、支援活動を実施するものとする。

(移動手段)

第10条 静岡DWA Tが支援活動先等へ移動する場合の手段は、原則として協力法人等が確保する。

(活動報告)

第11条 派遣された静岡DWA Tは、活動終了後に活動状況、及び移動方法等について記載した活動報告書(様式第3号)を県社協会長あてに提出する。

(訓練研修)

第12条 ネットワークは、静岡DWA T登録者の災害支援に関する知識・技術の向上等を図るため、研修及び訓練等を実施するとともに、関係機関と調整し静岡DWA T受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修を企画し、実施する。

(支援活動環境整備)

第13条 ネットワークは、静岡DWA Tが支援活動を行うに当たって必要な資機材等の整備を行うなど、支援活動の環境整備に努める。

(補則)

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年５月１５日から施行する。

(様式第 1 号)

**静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
支援協力申出書**

年 月 日

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク代表
静岡県社会福祉協議会会長 様

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領第 4 条の規定に基づき、静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 DWA T）について協力することを申し出ます。

法人所在地

法人名

法人代表者氏名

施設所在地

施設名

施設代表者名

担当者氏名

連絡先 TEL

FAX

E-mail

申出する法人・施設、事業所が会員として所属している構成団体すべてに（ ）に○を記入してください。

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク構成団体

（ ） 静岡県社会福祉法人経営者協議会

（ ） 静岡県救護施設協議会

（ ） 静岡県乳児院協議会

（ ） 静岡県母子生活支援施設協議会

（ ） 静岡県児童養護施設協議会

（ ） 一般社団法人静岡県保育連合会

（ ） 静岡県知的障害者福祉協会

（ ） 静岡県老人福祉施設協議会

（ ） 一般社団法人静岡県社会就労センター協議会

（ ） 静岡県福祉医療施設協議会

（ ） 静岡県身体障害児者施設協議会

（ ） 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

一般社団法人静岡県社会福祉士会

一般社団法人静岡県介護福祉士会

特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会

一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会

(様式第 2 号)

**静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DWAT派遣決定書**

年 月 日

●●●法人 理事長 様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長

〇〇（国・他都道府県・市町）から静岡県知事を通じた派遣要請に基づき、下記のとおり静岡DWATチーム員の派遣を決定します。

氏 名	資格等	活動先	活動期間	連絡事項

注) 第 8 条第 2 項に規定するリーダーの指名については、連絡事項に記載

(様式第 3 号)

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DWAT活動報告書

年 月 日

静岡県社会福祉協議会会長 様

リーダー氏名 ●●●●

下記のとおり支援活動に従事しましたので、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	活動内容	チーム員氏名
				1.
				2.
				3.
				4.
				5.
(所感)				
(伝達事項)				
(その他連絡事項) ※課題等				

(別紙)

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DWAT活動経費報告書

年 月 日

静岡県社会福祉協議会会長 様

活動者氏名 ●●●●

下記のとおり支援活動経費について、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	移動方法	宿泊先
支出区分		金額（円）	備 考	
旅費 鉄道航空運賃 高速道路利用料 宿泊費			※活動期間中の車による走行距離 キロ	
需用費 消耗品費 燃料費 修繕費				
役務費 通信運搬費 雑役務費				
使用料及び賃借料				

※活動経費について

1. 領収書又は支払い証明書を添付すること。
2. 災害救助法による救助費の支弁対象となる場合、救助法の定めるところにより国庫負担割合に応じて国・県が派遣経費を負担する。
3. 前号に掲げる以外の場合、静岡県と被災自治体が協議の上決定する。